

瑞穂町行政評価委員会 第15回補助金等審査分科会 次第

日 時 令和元年11月22日（金）午後3時30分
場 所 瑞穂町役場本庁舎 3階委員会室

1 開会

2 議題

議題1 正副分科会長の互選

議題2 補助金等審査

（審査事項）

元 審査―1 ・任意予防接種事業（新規・拡大）【健康課】

（報告事項）

元 報告―1 ・子供と子育て家庭に対する安心安全確保対策支援事業補助金
【子育て応援課】

元 報告―2 ・保育従事職員宿舍借上支援事業補助金【子育て応援課】

3 その他

**瑞穂町行政評価委員会第 15 回補助金等審査分科会
審査・報告事項一覧**

1 審査・報告事項（3 件）

番号	担当課	補助金等名称	資料
元 審査-1	福祉部 健康課	任意予防接種事業（新規・拡大）	2
元 報告-1	福祉部 子育て応 援課	子供と子育て家庭に対する安心安全確保対策支援事業補助金	3
元 報告-2	福祉部 子育て応 援課	保育従事職員宿舍借上支援事業補助金	4

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	任意予防接種事業（新規・拡大）
担当部署	福祉部 健康課 健康係
担当者名	福島 由子 ・ 生田目 勝
補助対象 ① 新規 ロタウイルスワクチン任意接種 （令和 2 年 10 月 1 日に定期接種化した際に対象外となる乳児） ② 新規 季節性インフルエンザワクチン任意接種 （接種日現在で 1 歳以上 6 歳未満の幼児） ③ 拡大 高齢者肺炎球菌ワクチン任意接種 （75 歳以上で直近接種日から概ね 5 年以上を経過している者に 2 回目の助成を実施）	
規 程 等 ①、②については新規に要綱策定予定 ③については現行要綱を改正予定	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 別紙のとおりです。	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 別紙のとおりです。	
補助金額 別紙のとおりです。	
補助割合 別紙のとおりです。	
実施期間 別紙のとおりです。	
その他 国の指針及び方向性について注視しながら、事業を推進していきます。	

区 分	① ロタウイルスワクチン	② 季節性インフルエンザワクチン	③ 高齢者肺炎球菌ワクチン
事業概要	【共通事項】実施医療機関での窓口精算		
	定期接種の対象外となった乳児が任意接種をした費用の一部を助成します。	任意接種をした費用の一部を助成します。	現行制度を拡大し、1 人あたりの助成上限回数を 2 回にします。
補助の必要性	【共通事項】 - 接種費用の助成をすることで、本人、保護者の経済的負担を軽減でき、接種の動機づけとなります。 - 接種者が増えることで、り患、重症化する割合が減少し、介護や看護の負担軽減、医療費の適正化等が期待できます。		
	- ロタウイルスのり患率は乳児の 50%程度です。 - り患すると、治癒するまでに 1 週間程度かかります。 - 胃腸症状が強く出るので、脱水等を起こしやすく、重症化し入院加療が必要となることも少なくありません。	- 季節性インフルエンザは 6 歳未満の幼児が感染すると重症化しやすく、治癒するまでに 1 週間程度かかります。 - 高熱や脱水など症状が重いため、本人や看護する保護者の負担は大変大きくなります。 1 歳から 5 歳のワクチン接種による予防効果は 60%とされており、発病や重症化予防が期待できます。	- 現在実施している助成は、65 歳以上の方を対象に 1 回を上限としています。 - 高齢者肺炎球菌ワクチンの効果は概ね 5 年間程度とされています。 75 歳以上の 100 人に 8 人が、80 歳では 9 人が肺炎により死亡しており、死因の第 3 位となっています。 75 歳以上の肺炎は治癒しても、体力低下などで要介護状態に移行する可能性が高く、健康寿命にも影響します。
補助金額 (補助割合)	1 人 1 回 5,000 円を上限に最大 2 回まで助成	1 人 1 回 1,000 円を上限に最大 2 回まで助成	1 人 1 回 3,000 円を上限に 1 回に限り助成
実施期間 (補助対象接種期間)	令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで ＊令和 2 年度限りの実施	令和 2 年 10 月 15 日から令和 3 年 1 月 31 日まで ＊令和 3 年度以降の継続は未定	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで ＊令和 3 年度以降の継続は未定

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	子供と子育て家庭に対する安心安全確保対策支援事業補助金
担当部署	福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係
担当者名	水村 友紀
補助対象	保育施設（認可保育所、認証保育所、家庭的保育者、事業所内・院内保育所、その他保育施設）、児童館、子育てひろば、学童保育クラブ等の施設を対象とする。
規程等	・町：瑞穂町子供と子育て家庭に対する安心安全確保対策支援事業補助金交付要綱(案) ・都：平成31年度子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	対象施設が実施する次の事業に対し、その経費の一部を補助する。 ①子供と子育て家庭が集まる場所における防災対策の強化に資する事業（備蓄品（水、非常食等）の購入等） ②子供と子育て家庭に対する節電・熱中症対策に関する普及啓発（チラシ作成費、注意喚起に係る経費等） ③子供と子育て家庭が集まる場所における節電・熱中症対策（飲料水の設置、冷却シートの購入、遮光シートの購入等） ④その他節電・熱中症対策の取組（自治会や主任児童委員による声掛け活動等、地域ぐるみの取組に対する経費等）
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	東日本大震災の影響の継続や今後発生が予測される首都直下型地震等の大規模災害に備え、子供と子育て家庭が集まる場所における防災対策の強化及び子供と子育て家庭に対する節電・熱中症対策に関する普及活動を促進し、子供や子育て家庭の安心安全を高める。
補助金額	補助対象施設1か所当たり30万円を上限とし、予算の範囲内で町長が定める額とする。
補助割合	東京都1／2（補助限度額7,500千円）、瑞穂町1／2
実施期間	令和2年度から（都の補助が廃止されるまで）
その他	

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	保育従事職員宿舍借上支援事業補助金
担当部署	福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係
担当者名	水村 友紀
補助対象 ①認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、企業主導型保育事業、東京都認証保育所等に勤務する常勤保育士等で、当該保育施設等採用されてから10年以内のもの ②借り上げた宿舍が町内に所在すること	
規 程 等 ・町：瑞穂町保育従事職員宿舍借上支援事業補助金交付要綱（案） ・国：保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・都：東京都保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 保育従事職員のために宿舍の借上げを行う保育施設等の運営者に対して、借上げに係る経費の一部を補助することにより、保育従事職員の確保、定着及び離職防止を図る。	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 家賃補助を受けて、東京で保育士として勤めたいという希望のある地方在住者の確保、定着及び離職防止が図れる。また、勤務先に近い場所に少ない自己負担額で居住できるのは、金銭的有利であるとともに、通勤時間の負担も減ることになり、保育従事職員の負担軽減につながる。 保育士確保策として実施し、待機児童解消に寄与する。	
補助金額 1か月当たりの補助対象経費と82,000円を比較して、いずれか低い額に7/8を乗じて得た額	
補助割合 採用後5年以内の保育士：国1/2、東京都1/4、瑞穂町1/8 採用後6年～10年の保育士及び保育従事職員：東京都3/4、瑞穂町1/8	
実施期間 令和2年度から（国及び都の補助が廃止されるまで）	
その他 ・各園の活用人数を1名に制限し、予算内で1園複数人の交付を許可するかどうか検討する。 ・公私立保育園園長会要望書に記載あり ・国及び都の要綱改正に伴い、補助対象、補助金額、補助割合等に変更が生じる可能性あり	